税務調査十ヵ条

1.突然、税務職員が来ても対応できません。 6. 伝票、帳簿などはもちろんパソコンの 突然の調査は断り

ましょう。



承諾なしに持ち帰る ことはできません。

コピーも同様です。



2. 税務署からの電話には、あわてずに用件

税理士に連絡 しましょう。



7. 税務職員は全体の奉仕者です。非常識な 言動はたしなめましょう。



3. 税務調査は任意調査です。納税者の明ら

かな承諾が 必要です。



8. 呼び出し、お尋ね文書には法律上の

強制力はありません。



4. 主張すべきことは主張し、即答できない ことはよく調べてから答えましょう。



9. 取引先や銀行などへの承諾のない反面 調査は守秘義務に違反する上に

営業妨害です。 すぐに抗議しまっ

しょう。



5. 金庫・机の引き出し・パソコン等を

勝手に調べることは

できません。



10.修正申告の勧奨は強制ではありません。



(有)西川経営オフィスサービ

税務調査十ヵ条 参考条文等と補足説明

1 突然、税務署員が来ても対応 できません。突然の調査は断りま しょう。

憲法 31 条 誰であろうとも法律の定める手続きを経なければ、自由を奪われない。

税務調査の適正な手続き(事前通知) を経ない突然の訪問は業務妨害となり かねません。納税者の承諾のない税 務調査はできません。はっきり断りま しょう。

国通 74 条の 9 税務署長等は、実地の 調査においてあらかじめ、当該納税義 務者に対し、その旨その他事項を通知 するものとする。

事務運営指針 第2章3 (1)(身分 証明書等の携帯等)

実地の調査を実施する場合には、身分証明書及び質問検査章を必ず携帯し、質問検査等の相手方となる者に提示して調査のために往訪した旨を明らかにした上で、調査に対する理解と協力を得て質問検査等を行う。

原則として税務調査は事前通知が義務付けられています。ではなぜ当然受けることができる事前通知がなされ外として国通74条の10に「税額等のとして国通74条の10に「税額等の避免ですおそれ、調査の適と変があります。事前通知を要しない」との規定があります。事前通知がような理由でこの例外規定に該当したの数との秩務署員が訪れた場合、どのたび事があります。税務省略です必要があります。税務省略で事前手続きは納税者の権利です。調査に先立って事前通知を受けることは納税者の権利です。

2 税務署からの電話には、あわてずに用件と氏名を聞き、すぐに 税理士に連絡しましょう。

国通 74 条の 9 税務署長等は、国税職員に納税義務者に対し実地の調査を行わせる場合には、あらかじめ、納税義務者、税務代理人に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

- 1. 質問検査等を行う実地の調査を開 始する日時
- 2. 調査を行う場所
- 3. 調査の目的
- 4. 調査の対象となる税目
- 5. 調査の対象となる期間
- 6. 調査の対象となる帳簿書類その他 の物件
- 7. その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

事務運営指針 第2章2(1)(事前 通知の実施)

納税義務者に対し実地の調査を行う場合には、原則として、調査の対象となる納税義務者及び税務代理人の双方に対し、調査開始日前までに相当の時間的余裕をおいて、電話等により、法第74条の9第1項に基づき、実地の

調査において質問検査等を行う旨、並びに同項各号及び国税通則法施行令第30条の4に規定する事項を事前通知する。

事前通知のうち、特に調査の対象となる帳簿書類その他の物件の確認は重要です。ここで通知のあった帳簿書類等は後の税務調査時の提示・提出の対象物となるものです。どのような帳簿書類が準備すべき帳簿等に該当するのか具体的に確認しましょう。

また聞き取りには時間も要し、聞き 間違いも生じます。書面での通知をす るように要請しましょう。

3 税務調査は任意調査です。納税 者の明らかな承諾が必要です。

事務運営指針 第1章(基本的考え方)

調査がその公益的必要性と納税者の 私的利益との衡量において社会通念上 相当と認められる範囲内で、納税者の 理解と協力を得て行うものであること を十分認識した上で、法令に定められ た調査手続を遵守し、適正かつ公平な 課税の実現を図るよう努める。

一般の税務調査は「任意調査」であり、納税者の承諾と協力が前提であることに変わりはありません。

4 主張すべきことは主張し、即 答できないことはよく調べてから 答えましょう。

事務運営指針 第1章(基本的考え方)

調査の実施に当たっては、今般の法 改正の趣旨を踏まえ、「納税者の自発 的な納税義務の履行を適正かつ円滑に 実現する」との国税庁の使命を適切 に実施する観点から、調査がその公益 的必要性と納税者の私的利益との衡量 において社会通念上相当と認められる 範囲内で、納税者の理解と協力を得て 行うものであることを十分認識した上 で、法令に定められた調査手続を遵守 し、適正かつ公平な課税の実現を図る よう努める。

申告納税制度のもとで納税者は自らの計算で決算を行い、納付税額を算出しています。過去に行った申告では記憶があいまいなものや計算の根拠となった資料の点検をすべきものもあります。税務職員の質問にもその場しのぎの即答をせず十分に確認をしてから自信を持って回答しましょう。

5 金庫・机の引き出し・パソコン等を勝手に調べることはできません。

事務運営指針 第2章3(4) 帳簿書類 その他の物件の提示・提出の求め

調査について必要がある場合において、質問検査等の相手方となる者に対し、帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)の提示・提出を求めるときは、質問検査等の相手方となる者の理解と協力の下、その承諾を得て行う。

申告納税制度のもとの税務調査は納 税者がリードする必要があります。言

われたものを従順に出すのではなく、何のために必要なのか聞き、対応するものを自ら判断し提示しましょう。金庫や引き出し内は論外ですし、パソコン内の資料も必要なものは打ち出しておきましょう。

国通74条の9 1項6号 (事前通知すべき事項 調査の対象となる帳簿書類その他の物件)

調査の対象となる物件は、事前通知 の時点でお互いに確認をしています。 それら以外の物件を調査することは できません。納税者の承諾なしに他の 物件を調査した場合は違法行為に当た ります。

6 伝票・帳簿などはもちろん、 パソコンのデータやメモ用紙 1 枚 でも承諾なしに持ち帰ることはで きません。コピーも同様です。

事務運営指針 第2章3(5) 提出を 受けた帳簿書類等の留置き

やむを得ず留め置く必要がある場合や、質問検査等の相手方となる者の負担軽減の観点から留置きが合理的と認められる場合に、留め置く必要性を説明し、帳簿書類等を提出した者の理解と協力の下、その承諾を得て実施する。

税務調査は現場で完結させるのが基本です。なぜ持ち帰る「必要がある」のか納得のいく説明を求めましょう。納税者の所有物を公的機関が持ちかえることは異常なことですし、紛失等トラブルの元にもなりますからはっきり断りましょう。

7 税務署員は全体の奉仕者です。 非常識な言動はたしなめましょう。

憲法99条 公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

国家公務員法第96条 すべて職員は、 国民全体の奉仕者として、公共の利益 のために勤務する。

税務職員の背後には処罰権や徴収権を持つ国家権力が存在します。税務職員はそれを意識するかどうかを別にして税務調査の現場でも知らず知らずのうちに強権的な態度に出てくる場合があります。威圧的な言動は公正な税務調査の妨げになります。公務員の資質向上のためにも指導的に論しましょう。

8 呼び出し、お尋ね文書には法律上の強制力はありません。

事務運営指針 第2章(基本的な事務 手続及び留意事項)

1 調査と行政指導の区分の明示

納税義務者等に対し調査又は行政指導に当たる行為を行う際は、対面、電話、書面等の態様を問わず、いずれの事務として行うかを明示した上で、それぞれの行為を法令等に基づき適正に行う。

行政手続法(行政指導の一般原則)

第32条 行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手 方が行政指導に従わなかったことを理 由として、不利益な取扱いをしてはな らない。

第35条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣 旨及び内容並びに責任者を明確に示さ なければならない。

呼び出し文書やお尋ねなどの文書は、行政指導に基づくものです。 納税者の協力による任意提出文書であり、強制力のあるものではありません。

これらの文書は行政指導文書である ことを明記する必要があり、その確認 も必要です。行政指導文書を未提出の 場合には、調査に移行するような記述 はできません。

9 取引先や銀行などへの承諾のない反面調査は守秘義務に違反する上に営業妨害です。すぐに抗議しましょう。

事務運営指針 第2章3(6) 反面調 査の実施

取引先等に対する反面調査の実施に 当たっては、その必要性と反面調査先 への事前連絡の適否を十分検討する。 (注) 反面調査の実施に当たっては

(注) 反面調査の実施に当たっては、 反面調査である旨を取引先等に明示した上で実施することに留意する。

納税者の承諾もないのに、取引先の 調査を行うことは、取引先との信頼関 係を損ないかねません。すぐに調査を 中止するよう抗議しましょう。また、 反面調査先についても事前通知は税務 署の都合で省略することはできませ

10 修正申告の勧奨は強制ではありません。

事務運営指針 第2章4(3) 修正申告 等の勧奨

納税義務者に対し、更正決定等をすべきと認められる非違の内容を説明した場合には、原則として修正申告又は期限後申告(以下「修正申告等」という。)を勧奨することとする。

税務署が修正申告を勧告するのは、 課税処分をする場合に、根拠となる資料収集や理由付記に伴う事務の煩雑さ を回避するためです。更正・決定による方法を避け、修正申告を慫慂し修正 申告を勧める背景は、税務署が事務負担を軽減し、納税者の権利よりも事務 の効率化を優先していることの現われです。納税者は主権者として勧奨に惑わされず自分の判断で修正申告するかどうかを決定しましょう。